

## 選定療養費（初診および再診）の改定について

初診の患者さんが紹介状をお持ちでない場合や、病状が安定し、当院がかかりつけ医へ紹介した方が、紹介状なしに再度受診された場合、あるいは当院医師よりかかりつけ医へ紹介を案内した方が、引き続き当院での診察を希望された場合、通常の診療費の他に定額負担（選定療養費）をご負担いただいています。

令和4年度診療報酬改定において、選定療養費の見直しが行われたことにより、令和4年10月1日から初診および再診に係る選定療養費の金額を改定いたします。

	令和4年9月 まで		令和4年10月 から
初診選定療養費 （医科）	5,500円	➡	7,700円
初診選定療養費 （歯科）	3,300円	➡	5,500円
再診選定療養費 （医科）	2,750円	➡	3,300円
再診選定療養費 （歯科）	1,650円	➡	2,090円

※初診の選定療養費をご負担いただく場合、初診料から200点を控除させていただきます。

これは厚生労働省が医療機関の役割機能分担を推進するために、一定規模以上の病院に対して徴収を義務付けたことによるものです。ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和4年9月